

◎ 農振農用地利用計画 変更申出に必要な書類について

【変更申出書（様式１）について】

- 標題下の（☐農用地区域からの除外・☐用途区分の変更）のいずれかに必ず☐点を記してください。

※「用途区分の変更」とは、「農業用施設への転用」を目的とする場合がこれにあたり、農用地区域から除外せず、農用地の用途区分を「農地（田・畑）」から「農業用施設（農畜産物の生産・集荷・貯蔵・出荷等の用に供する施設、農機具収納施設 他）用地」に変更する申出のことです。
- 「申出者」は「土地所有者」です。（土地所有者が２名以上の場合は、「様式２：農業振興地域整備（農用地利用）計画 変更申出者一覧」を利用してください。）
- 「１．転用事業計画者」の欄には、転用事業を実施しようとする方の住所、氏名（又は法人名と代表者名）を記載し、事実確認のために転用事業計画者から^印をもらってください。
- 「３．転用事業の概要」の欄には、事業の内容を具体的に記入してください。（事業計画が漠然としていたり、一時的な内容では除外等できません。）
- 「４．緊急性」の欄には、現状での問題点等を挙げ、希望する時期までに転用事業に着手しなければならぬ必要性を説明してください。（将来（数年先）を見越した計画である場合は、除外等できません。）
- 「５．規模の妥当性」の欄には、転用目的からみて過大な面積でないことを説明してください。

通常、転用目的が一般個人住宅である場合、面積の判断基準は 500 ㎡以内とされています（農地転用許可基準の指導事項による）が、それを超える場合は面積の必要性を詳しく記入してください。残地がある場合には、その用途（残地の使い方）についても記入してください。

また、資材置場等の目的である場合は、特に具体的に説明していただき、建物等の建築の有無等も記入してください。
- 「６．付近の農地、農作物等への被害防除対策の概要」の欄には、転用事業の工期中、並びに工事完了後の事業活動等により予想される被害（土砂等や汚濁水の流入、日照被害や光害等）を未然に防ぐ方策・施設整備等について説明してください。（周囲の土止め等含め、被害防除施設は土地利用計画図（平面図）にも記載してください。）
- 「７．申出地の選定理由及びその経過」のうち「①農用地区域外に立地できない理由」の欄には、農用地区域以外に存する土地（自己所有地以外の土地を含む。）で検討したうえで、「なぜ、最終結果として申出地（農用地区域内の農地）を選ぶことになったのか」という検討経緯・理由を記入してください。
- 「７．申出地の選定理由及びその経過」のうち「②申出地以外での検討用地」の表に、代替地等検討された土地について記入してください。

※自己所有地だけではなく、自己所有地以外の土地も含め、転用予定面積と同等規模の代替地検討をした土地、またその検討地が申出地に選ばなかった理由を記入してください。

※国のガイドラインにおいて、「土地価格が安価であるから…」との理由は、選定結果の理由として適当ではない、と示されていますので、ご注意ください。

（なお、検討した用地を示した地図などを添付してください。）
- それぞれの項目の欄が不足する場合は、別紙を作成してください。

【添付書類について】

1. 位置図（申出地付近の見取図）

- 地図等を利用して、申出地が中央になるように作成してください。申出地を赤色で囲み「申出地」と表示して位置が分かるようにしてください。

2. 土地利用計画図（建物等の配置及び排水計画・被害防除対策施設等記載された平面図）

- 建物の規模、配置、排水先等について、図示してください。（資材置場等の目的である場合には、特に詳細に記してください。）

3. 立面計画図

- 建物の高さなどがわかるように作成してください。（建物・埋立等がない場合は必要ありません。）

4. 申出地の現況写真

- 申出地とその周辺が分かるように写真を写し、範囲を赤色で示してください。

5. 申出地の公図の写し

- 法務局で交付を受けてください。A3サイズで、申出地が中心になるようにして、隣接地の所有者、地目を書き込んでください。

6. 申出地の登記全部事項証明書（旧登記簿謄本）

- 法務局で交付を受けてください。

7. 農振農用地の除外（用途区分の変更）申出に関する関係者意見書（様式3）

- この書類は、農振法第13条第2項第3号及び第5号の要件に係る確認として、提出をお願いするものです。
- 土地改良管理組合長（又は土地改良区工区長）と、地元水利組合等役員から、それぞれ意見（㊞）をもらってください。
- 上記の意見を求めるにあたっては、申出書類一式などにより、相手方に申出内容について十分な説明を行ってください。
- 申出により、後に可児農業振興地域整備計画が変更告示された（農振法上の申出は認められた）場合、告示後直ちに農地法に基づく申請等を行っていただきますが、その時点で、改めて上記の方々の別様式による意見書が必要となる場合があります。

8. 農振農用地の除外（用途区分の変更）申出に関する隣地同意書（様式4）

- この書類は、農振法第13条第2項第3号及び第4号の要件に係る確認として、提出をお願いするものです。
- 隣接地が農地、または農業用施設用地の場合には、必ず隣地所有者・耕作者から同意（㊞）をもらってください。（隣接に農地等が無い場合は、申出書の最後で（有・無）を確認しています

ので、無に○を付けてください。)

- 上記の同意を求めるにあたっては、申出書類一式などにより、相手方に申出内容について十分な説明を行ってください。

9. 申出に関する連絡先届出書（様式5）

- 申出者が第三者（土地所有者の代表、転用事業計画者、行政書士など）を介して申出手続き等を行う場合は、申出に関する市からの連絡先となる方を届け出てください。
- 届出書に申出者（土地所有者全て）の⑨が必要です。
- これに代え行政書士等に対する代理権等の委任状がある場合は、その写しを添付してください。

10. 農振法による農用地区域への再編入申出書（様式6）

- 申出により、後に可児農業振興地域整備計画が変更告示された（農振法上の申出は認められた）場合において、農地法に基づく申請等が行われず、申し出た転用事業が実現できないことが確認された場合、当該再編入申出書に基づき、市は農用地区域への編入等について協議に入ります。

11. その他

- 必要に応じて以下の書類添付が必要になります。
 - ◎測量図等（土地を分筆される場合など）
 - * 土地の測量図等を添付し、申出地の範囲が分かるようにしてください。
 - ◎法人の登記事項証明書（転用事業計画者が法人である場合など）
 - ◎誓約書（様式7）（建築条件付き宅地分譲を目的とした除外の場合）
 - ◎転用事業者もしくは、建設業者が建築一式工事の建設業許可を有する事を証する書類
（分譲住宅、建築条件付き宅地分譲を目的とした除外の場合）
 - * 「国土交通省 建設業者・宅建業者等企業情報検索システム
（<https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/kensetuKensaku.do?outPutKbn=1>）」で検索した「建設業者の詳細情報」ページ内にある PDF ページ。
 - ◎建設業者との確約書、同意書等（任意様式）（分譲住宅を目的とした転用事業において転用事業者ではなく、別の建設業者が建設する場合）
 - ◎資金計画書（様式8）（大規模事業、分譲住宅、建築条件付き宅地分譲などを目的とした除外の場合）
 - ◎申出地以外での検討用地
- 建物の建築を伴わない申出については、特に詳細な説明資料等が必要となります。

注）申出書類は、登記事項証明書、公図以外はA4サイズに統一してください。

申出内容により、上記以外にも書類が必要になる場合があります。

なお、申出書類はお返しできません。